

EU ポイズンセンター届出 制度適用開始日と移行期間について

EU CLP 規則下の制度の1つであるポイズンセンター届出の制度が、2021年1月から開始されています。事業者は、危険有害性のある混合物を上市する場合に、各加盟国のポイズンセンターへ混合物のGHS分類や組成等の情報を提出して届出すること、また、その届出内容に紐づけられた Unique Formula Identifier (UFI) と呼ばれるコードを混合物へ表示することが必要となりました。対応義務はEU域内の事業者にあります。EU域外の事業者も、EU域内の顧客に情報を開示したくないなどのビジネス上の理由から対応が必要となる場合があります。

この制度では以下のように、混合物の使用タイプ（消費者用／職業用／工業用）ごとに制度適用開始日が異なり、すでに消費者用と職業用は適用開始されました。上市済みの混合物については、適用開始日までに届出を行う必要があります。また、適用開始日以降に新たに上市する混合物については、上市前に届出を行う必要があります。

制度適用開始日

消費者用／職業用の混合物： 2021年1月1日
工業用混合物： 2024年1月1日

なお、この制度には移行期間が設けられています。移行期間の恩恵を受けられるのは、現在の制度の開始前に各加盟国が独自に設けていた類似の制度において、届出が済んでいる場合のみです。その場合は、以下の移行期限までに現在の制度での届出を行えばよいとされています。

移行期間の期限： 2025年1月1日まで

また、工業用混合物の適用開始日が近づいておりますので、お早めのご準備をお勧めいたします。

弊社では、ポイズンセンター届出代行業務および制度に関連したコンサルティング業務を提供しております。お困りのことがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

参考：ECHA | 工業用混合物の適用開始日に関するニュース

<https://poisoncentres.echa.europa.eu/-/compliance-date-for-industrial-use-only-mixtures-approaching-january-2024>

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16 番地 1 四谷 TNビル 5 階

HP：<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>